

経歴詐称を理由とする解雇について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/29938

経営詐称を理由とする

解雇について



三木美智子

デフレが流行語の様に呼ばれている最近の産業界において、労働問題は深刻さを増していいる。賃金の遅配・解雇等々、労働者は死と対決するを余儀なくされようとしている。そこでなくして、之等本家の常に自分達に対して、おもしろくない労働者を販場から漏め出せうとしてやっている。彼等の口にする悪戯な争由の解雇であつても、客觀的にみるならばそれほこじつけにすぎない事が多い。

労働者はこのよう箇本家の最もらしい理屈に迷わされる事なくそれが果して正当な解雇であるか否か常に見張つてしまければならない。

一般に解雇の理由とされているものには大別して、(1)懲戒解雇・(2)レット・ペーチ・(3)組合除外による解雇・(4)人

員整理による解雇・(5)企業解散による解雇の五つがある。此のうちオ一の懲戒解雇は労働協約や就業規則の懲戒の條項に違反した場合に該当するもので他の解雇との差異として重要な點これものは退職金に関するものである。即ち懲戒解雇の場合、先ず退職金の剝奪と云う争が考えられるはならないのである。この争の故に懲戒解雇は労働者にとって極めて重大な事項である事が認識されうる。故に懲解雇の場合においては解雇权の乱用と云う問題が特に大きくなれて来る。箇本主義社会の原理からすれば解雇权が認められるであろうが通常の解雇と云は正常の事由がないとする立場から又は解雇权の乱用案止の立場からさわめて制限的に解されてしるのである。それ故に懲戒解雇は極端にまで制限的でなければならぬ。

こゝで日懲戒解雇のうち経営詐称の問題を探り上げて述べてみたいと思う。

此の経営詐称と云う事は、必ずしも経営を諂ひるのであるから所謂信義誠実の原則から見れば極めて不誠実な行爲だと云う事になるのであるが、今日の社会状況から見てむかなり不当な圧力のもとに経営者が依られている事が多いわけだ。

そう云う人達が経営を述べる事によつて振興から解雇されてしまふ事が非常に多いのである。定期法或はレッドカードによる解雇理由又は其産業界である事述べる場合を考えて見るならばうなづける事であろう。

故にその経営が振興における作業能率と云うものと重結していよいよ業者としての様な経営を詮説した事は直ちに解雇の正当な事由とはならないであろう。まして始め採用する時にその経営を覗視しておらぬしで首にするときだけそれを理由にすると云う事はかえつて信頼感喪失に反する結果となると云えよう。要するに経営詮説を解雇の事由にするについではその経営詮説が合理的な企業採算とか或は企業能率と云う様な観点と結びついていなければならぬのである。

判例は此の問題に対して如何なる態度を探つてゐるであろうか。

川崎重工船舶工場事件（神戸地裁判決昭和二四・三・一二）においては「かかる雇用契約にあつては単純な個々の労務を提供する契約と異り労務者本人の稼働能率その他の成績はもとよりそれが關係部門の同僚労務者の稼働能率その他の成績に及ぼすべき直接間接の影響への顧慮から雇主はその採否に当つて労務者の労働技能は勿論その健康又は誠実さ熱心さ等労働力流出の源泉である全人格的

価値判断をするものと考えるが常識であつて……その判断をするための準備上明示者の経営を知ること日極めでパートによる解雇理由又は其産業界である事述べる場合を考えて見るならばうなづける事であろう。

重要なものであるというべく従つてこれを被置することは被申請人会社就業規則第74条第4号の重要な経営を放りその他不正な方法を用いて雇入れられた時との懲戒理由に該当し、しかもその違反の程度のものと曰詮め難いのであるから……と判示して「重要な経営」とはいかなる事かを考慮することなく経営詮説は一概に懲戒解雇に値するとしている。

科学研究所事件（東京地裁決昭和二五・八・一九）においては「一般に前項を偏つて入社する事は道義的に尋ねべき行爲であるのみならず振興の規律なし秩序を乱す行為として懲戒解雇に値する」という事が出来る。定期法により解雇せられた者がその事実を書いたので曰就職し難い」という事は或る程度真実であり、それ故家族を扶養しなければならない申請人今井が就職したい一心から心ならずも振興を放つた事には同情するべき点もあるがこの事をルーズに取扱い或る程度の振興詮説を許さなければならぬとするむらば被申請人会社の體紀を維持する事は困難となるであろう。かかる観点からすれば本件解雇は対照的には懲戒解雇であり且つ正当な事由に基くものであると云う事が出来る」と判示して前者の場合と同

じく経厂を訴る時日一般に懲戒解雇の事由となるとして何れも経厂訴訟をもつていわば悪性の強度のものとして懲戒解雇を是認している。——ニ>で一括附け加えてみると、この事件の場合は経厂訴訟が就業規則の懲戒基準に付ないので懲戒解雇は出来ない筈のものである。即ち労働契約の本質をあくまで権利債務としてとらえ就業規則の法的性格についても契約説をとる立場は本来懲戒権なるものは存在しないが労働契約の内容として懲戒に附する事項が取りざなられているならば懲戒の可能である。即ち懲戒がなせられるのは本末使用者に労働権があると云うわけではなくそれが労働契約の内容となつてゐるからなのである。だから就業規則の付いた場合は勿論就業規則があつても懲戒規定を全くとくは懲戒をなし得ないのである(石川)。この事件に引続いて出された決定においてはやゝこれを緩和している。

大和毛織事件(東京地裁沢定昭和二五・八・三)においては「凡そ近代的企業にあつては使用者が労働者を雇入するについてもその労働力を企業内における労務の配置、編成、管理等一定の經營秩序の中に有機的、組織的に組成されなければならぬのであって、かく企業が一つの秩序を前提とする組織体である以上企業内に雇入れられた労

働者がこの組織体に入る際にこれが公正な仕事でなくなるべき事が要請せられ労働者が何等かの技術を用いて企業に入り込む手自身を先ず以て排除しなければ經營秩序の完全なる維持は望みえないといわなければならぬ。かく解するならば使用者が労働者を雇入れるに際し労働者の経厂訴訟その他の訴訟によつて使用者がその労働力の価値判断を誤りその結果雇入後ににおける労働力の組織づけに支障を来たし何等かの具体的損害の発生をみたか否かは必ずしも重要ではない。従つてこの場合使用者は具体的損害の発生をまづきでもなくかゝる損害発生の危険いわば抽象的危険の発生に対して制裁を課しうるは勿論更に進んで経厂訴訟等の技術を用いて雇入れられた事由を制裁の対象とするに何等の妨げなきものと云わねばならない。——ヨ 声源在経厂を訴りながら如何なる程度の事由を予定するかは——訴訟せられた駒場の長短、その駒場が当該労働者の前工中において占める重要性の有無、訴訟が故意によるか否か、訴訟の態様等によつて決定せられるものとして「うる」と判示し申請人等の駒場訴訟曰この「重要な経厂を訴り」には該当しない輕微なものであるから本件懲戒解雇は就業規則の適用を誤つたものとして無効であるとしているのである。(コ)において注

かを検討し堅丁詠歌は一般に悲劇なものであると云う感度を新ためてゐる事である。

告倉組事件（札幌地裁決定昭和二七・十二五）においては鹿星中学三年終了を川内中学卒業と學厂を旅旅して陽合に「重要日経厂を取つたしに該当するか」と云う問題である。裁判所の決定は川崎重工業事件と大和毛織事件の二判例に依拠して「一般に近代的企業において労働者が経厂を旅旅して入社することは當該企業の經營秩序を乱し企業の完全な運行を阻害する行為であつて懲戒事由に該当するものといわなければならぬ」としながらも該戒解雇に値する情状の存否について本印鋼人の學厂がゼの労務に何等關係のない事、又工廠では學厂によつて給与に差別のなかつた事等の理由により「申請人等には該戒解雇に値する程不適合な情状が存在しなかつたものと」いうべきである」と判示して解雇に値しないものとしている。

次に最近において最も有名な事件として知られる日本ベーカライト事件（東京地裁沢尾和二八・三・一八）に於いては申請人が被申請会社に入社する実験の際に自ら見つたと云う事が協約に云う「重要な経厂を改りその他不正の方法を用いて採用された事が判明した旨」に該当す

るところの理由によつて解雇されたのであるが、この學生自治会の専員があつた事を告示しなかつた事が「重要な経験」を教り……に当るかと云う事に対し裁判所は次の様旨決定をしてゐる。即ち「……被申請会社にとつて申請人を採用した当時社員の思想傾向が一応関心事どもつており、どの採用試験に当つても受験者に対し学生の政治運動についての所感といひしたものについて質した事は窺われるのであるが直接申請人に学生運動の経験についての専向とか特にこ力点に重點をおいて質疑が行われた事については充分な説明がないのであつて、かような場合に申請人が進んで自己の学生運動上の地位について告げることをしなかつたからと云つて故意に経験を隠蔽したことまで云うこと曰ひきないであらう。なお懲戒解雇の事由たる「重要な経験」を作り……採用されなつた」というためにはその反対からも卑劣の性質からも當時眞実の経験を判明していだならば採用されなかつたであらうという程度の重要な経験事項をいつわることを要するものと解すべきところ、当該申請会社において早大卒學生の思想傾向について格別に注意し、じやしくも早大学生自治会の中央執行委員をやつてした者の如きは採用しないといふ地位の如きは容易に想知しうることであるから当然この点

について適當な證書が行された事であり、そしてその調査が行われたならば申請人がこのようの地位にあった事はたやすく判明したであろうこと由難に難くないところでありその採用を見ることが大切である。(二)

様の外部に比較的顯著な事象について受験者たる申請人の供述のみにより、もって採用を決したとすればその争ったい被申請会社がかつて地位を当時より多く重要な視してしまかつたことを示すもの、實業母経営として取り扱つてしまかつた事を思われるものというべく……として結局これが選用を経て取つたことに由来するとしたのである。

こゝにおいても前述の大和モータの場合の如く「重要な経営」とは如何なるものを一応検討し懲戒解雇の理由となるような重要な経営を敵り採用されたと云う場合には事前にそれが判明していなければ企業の合理性の観點からみて採用されなかつたであろうと云う程度の重要な證拠でなければならないとしている。もとより採用の当時、早大の学生自治会の中央執行委員であつたと云う眞奥の経営が判明しておつたなら由事実上は採用されなかつたであろう。しかし客観的に見てベーカライトを代つてしる所において学生自治会の委員であると云う事が企業経営に何等かの影響を与えるとは考えられぬ。こゝの如きの経営を採用の条件とするに由る兩者の間

こゝで再び経営を理由とする解雇の限界について考察してみよう。
日本主義社会における企業にとって由企業採算上解雇する事へ勿論合理的な方法に於て為されるべき事は云う所でもないが、由一応合理的な事だとされてゐる。しかし此の採算上の理由以外の理由によつて解雇する云う場合にはもつともろく不當な要素が入つて来る。

従つて此の場合には特に解雇权の乱用にわたる明らかに事実が現存しなくて多くの場合に解雇权乱用だと評価して良しのではなしに考へる。前述した如く懲戒解雇は極端にまで制限的ではなければならないのである。これを経営の問題に關連させてみるとむらば先ず採用の條件とされる経営について考えて見る必要がある。

通常採用の條件とこれの経営に必要な経営があろうから實際に條件とされたかどうかという事と、その條件が合理的であつたかどうかという事の間に由る如きの事例を採用の条件とするに由る兩者の間

に矛盾がある場合その様な工場の詮詠を理由に解雇する事は解雇权の乱用となる事が多しであろう。又一方組合活動の工場や国難、信条、社会的身分等を訴つて採用されたりの場合であるが、組合活動について工場詮詠を理由に解雇する事が解雇权の乱用になる事は異論がない。後者の場合日労基法第5條が雇入れの場合をも含むとする説（末弘博士・森長弁護士）に従えばこのような事を雇入れの條件とする事自体違法なのであるからこれについての詮詠を理由とする解雇は許されない事となる。雇入れを含まないとする説（吾妻光俊）に従つても雇入れを含まないとするには同様だ処罰規定であること、雇入れを含むとしても実際の取扱方法に疑問があるので主な理由とするものであつて、これらを雇入れの条件とする事が同様の精神に反する事は疑ひし、又同条の渊源する憲法第1回條の趣旨にも反する。従つてこれらの詮詠を理由に解雇することの結局において労基法及び憲法の趣旨に違反する行爲として無効であると解される。少くともこの様な理由による解雇は特別の事由を限り解雇权の乱用たるを免れないものである。

以上の観点より考察して見るなら、工場詮詠について解雇する場合に合理的な企業の採算上から見ても或は率面から見ても会社の要求している切口力でないと云う事情を隠す助詞それなくしては採用されなかつたであらうような意味の重要な工場の詮詠欠なければならない。従つて工場の詮詠欠みつても此の程度に達しないものは他の懲戒の事由とはなつても懲戒解雇の事由とはならぬ。

以上述べて来た様な点に基いて前述の判例について三検討を加えてみるならば川崎重工事件の場合においては同じ会社の別の工場に雇はれていてレッドペーパーにより解雇された事を匿した事を理由に解雇されたものである。又科学研究所事件においては定雇法により解雇されたを返転と誤った事を理由に解雇されているのであるがこれらは企業が果して合理的な企業採算とか或は企業能率という観点に結びついているか付甚だ疑問である。これらは様に定雇法とかレッドページに觸れるもの曰くこれらはその事実を告知しならば絶対に職を得る事が出来ず、労働者にとつては死を意味するものである。しかし反面使用者側がこれを重大視している事も事実であるが使用者にとつては窮屈のところ販場において愚しき労働者でなければ良く、企業採算上支障がなければ良いのであるから、これらの詮詠を理由として懲戒解雇にすらは有利の乱用によるのではないだろうか。判例の中におい「……或る程度の工場詮詠を許さなければどう

ないとするならば……会社の綱紀を維持する事は困難である……」としているが、レッドバーチ・定職法における如く思想的なものの経営を該除したと云う事は或る程度許さるべきではないか。採用の始めにおいて重要なしてしがかつたのならばあおごらである。労働力を喪失する事なくして生きて行けない労働者の立場を考えるならば過言ではないと思う。

なおこゝで特に注意を要する事は、この様な経営該除が問題になる時は、少くともからず不当労働行為的要素を含んでしむると云う事である。即ち使用者は活動に組合活動をする従業員を職場から排除する事に種々の理由を考へ、又その従業員の身辺を探る事によって今まで述べて来たような経営の該除が探し出されてくるのである。組合活動を理由として解雇をする事が出来ないでの経営該除をもつともらしい理由として懲戒解雇をしようとするのである。

前記の判例において「……眞実において解雇の理由となつたものは組合活動であると見るのが相当であり……」として明らかに不当労働行為を認めたのは日本ベーカリート事件のみであるが、科学研究所事件、岩倉組事件等における申請人も組合の執行委員であり、その他の事件においても必ず不当労働行為であるとの申請がなされて

いる事からみても、会社側の理由とする経営該除は組合活動を隠蔽する爲の理由であると見られて仕方がないのではないかだろうか。組合活動を嫌う会社側がその従業員を職場から排除する事はやつと探がしてきた理由である事はあまりにも明らかである。もしもその申請人が組合活動をしがかつたならば、この様な経営該除は前面に出して未だかつたであろうし、少しも問題にならなかつた筈である。

これららの点から考えて、経営該除を理由とする解雇は慎重に考えられなければならない。

参考文献

解雇をめぐる法律問題 沼田福次郎他

労働法規司法

佐伯譲治

吉澤光俊

労働基準法

佐伯譲治

(法学科一類三年生)